

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、富士市から下記の都市計画に係る同法第14条第1項の図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定により、これを公衆の縦覧に供するため、次のとおり公告する。

令和5年2月17日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 都市計画の種類及び名称

岳南広域都市計画道路 3・4・23号十兵衛宮島線
3・5・30号前田宮下線
3・5・37号吉原大淵線
3・6・52号比奈出口線
3・5・88号須津橋中里線
3・4・93号岩淵小池下線
3・4・94号富士川駅東口線

2 縦覧場所

静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課